○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ及び第八十四条第三号ハの規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年経済産業省・財務省・内閣府令第一号）の一部を改正する内閣府令

平成二十九年十二月十一日

金融庁長官　森　信親
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年経済産業省・財務省・内閣府令第一号）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年経済産業省・財務省・内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。 3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。 一　自己資本の充実度に関する評価方法の概要 二　株式会社商工組合中央金庫全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 三　信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項 イ　リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要 ロ　会計上の引当て及び償却に関する基準の概要 ハ　標準的手法を採用した場合にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む。） ニ　内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項 (1)　信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）を算出する手法の種類ごとの資産区分別のＥＡＤ（標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。）がＥＡＤの総額に占める割合	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） **第二条**　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第八十三条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。 2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。 3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一　株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 二　信用リスクに関する次に掲げる事項 イ　リスク管理の方針及び手続の概要 ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 (1)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。） (2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 (1)　使用する内部格付手法の種類 (2)　内部格付制度の概要 (3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(iv)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による商工組合中央金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）